

田川市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

（改定版）

<概要版>

令和 3 年 3 月

田 川 市

目 次

第1章 計画の位置付け	1
第1節 計画の位置付けと計画期間	1
第2節 計画対象廃棄物	1
第2章 廃棄物処理の現状と課題	2
第1節 廃棄物処理の流れ	2
第2節 ごみ処理の現状	3
第3節 現状の課題の整理	4
第3章 ごみ処理基本計画	5
第1節 ごみ発生量及び処理量の見込み	5
1. 減量化及び資源化に関する目標値の設定	5
2. 目標値達成後の姿	5
第2節 基本理念	6
第3節 基本方針と施策	6

第1章 計画の位置付け

第1節 計画の位置付けと計画期間

本計画の策定は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）（以下「廃掃法」という。）の第6条第1項において義務付けられています。

本市では、田川市第5次総合計画、福岡県廃棄物処理計画などの上位計画を踏まえた長期的・総合的な視点から、排出される一般廃棄物を適正に処理するための施策や事業に対する基本方針を示す「田川市一般廃棄物処理基本計画」を平成26年3月に策定していますが、令和2年4月に家庭系ごみの収集の一部委託、10月に事業系ごみの収集運搬許可制度を導入したこと等の収集運搬体制の見直しを踏まえて、本計画を改定するものとします。

本計画での計画初年度は、令和3年度とし、令和10年度までの8年間を計画期間とします。

計画対象地域：本市全域

計画期間：令和3～令和10年度（8年間）

計画目標年度：令和10年度

第2節 計画対象廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に示された廃棄物のうち、本計画の対象とする廃棄物は図1に示すとおり、一般廃棄物のうちの「ごみ」とします。

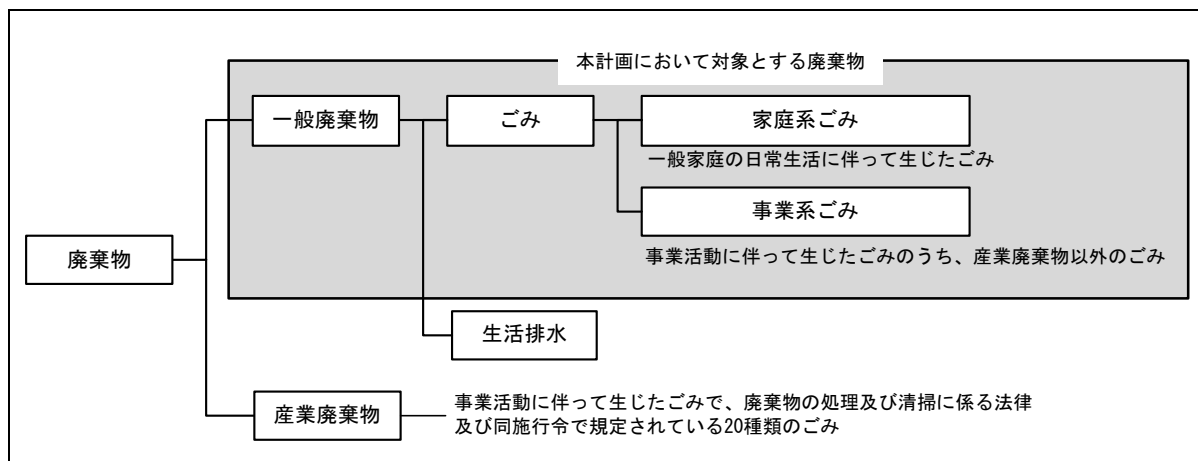


図1 計画対象廃棄物

第2章 廃棄物処理の現状と課題

第1節 廃棄物処理の流れ

本市の廃棄物の処理の流れは、図2に示すとおりです。

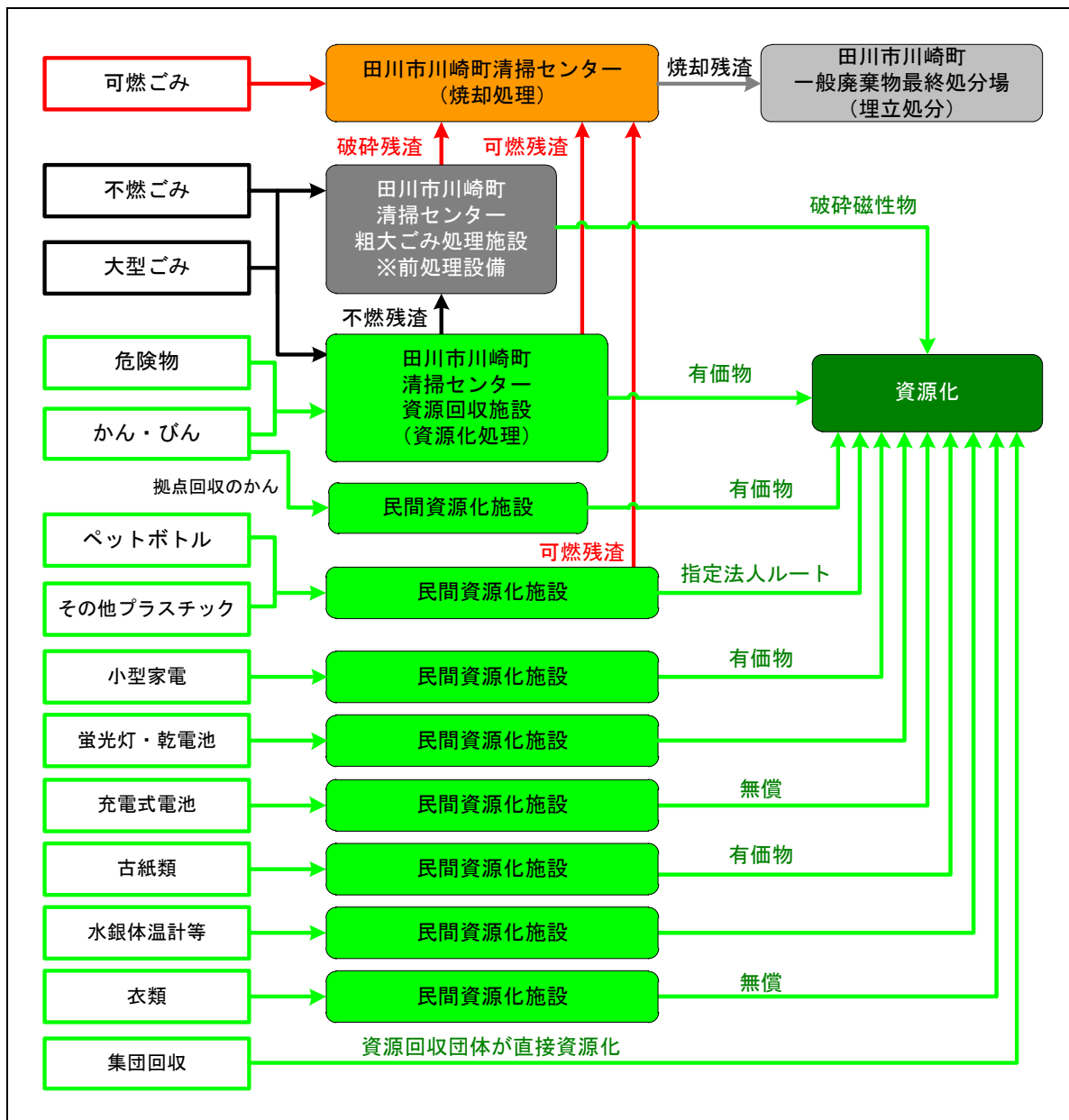
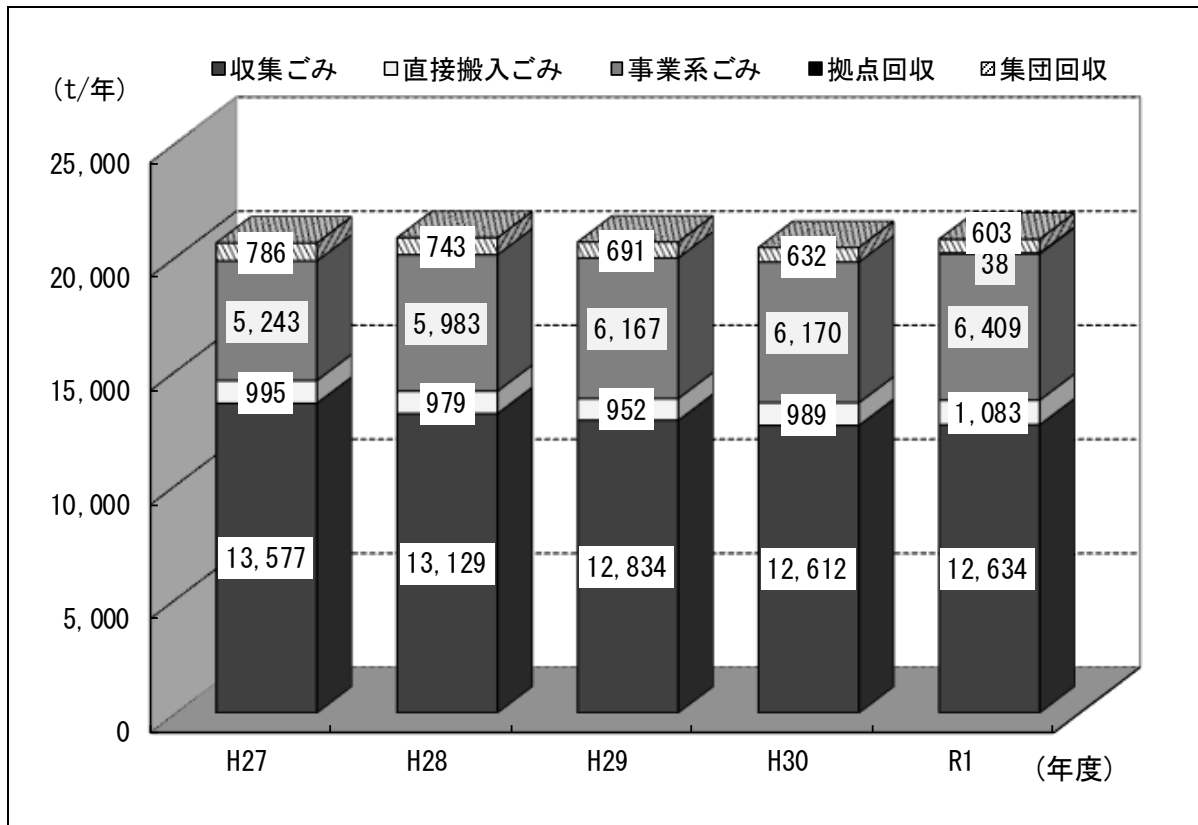


図2 ごみ処理・処分の流れ

第2節 ごみ処理の現状

本市のごみ排出量の実績と推移は、図3及び表1に示すとおりです。

総ごみ排出量は、収集ごみは減少傾向ですが、事業系ごみが増加傾向しており、合計では概ね横ばい傾向となっています。



参考資料：一般廃棄物処理実態調査票及び本市データ

図3 総ごみ排出量の推移

表1 総ごみ排出量の推移

	単位	H27	H28	H29	H30	R1
収集ごみ	t/年	13,577	13,129	12,834	12,612	12,634
直接搬入ごみ	t/年	995	979	952	989	1,083
事業系ごみ	t/年	5,243	5,983	6,167	6,170	6,409
拠点回収	t/年	-	-	-	-	38
集団回収	t/年	786	743	691	632	603
合計	t/年	20,601	20,834	20,644	20,403	20,767

参考資料：一般廃棄物処理実態調査票及び本市データ

第3節 現状の課題の整理

本市におけるごみ処理行政に関する課題を以下に整理しました。

(1) 排出抑制と資源化に関する課題

家庭系収集ごみについては、年々減少傾向ですが、直接搬入ごみ、事業系ごみについては増加しています。家庭系収集ごみについては、既にごみ処理手数料の有料化を実施していることから、大幅な減少は望めないため、現実的な施策でごみの減量化を図っていくことが課題となります。事業系ごみについては、「排出事業者責任」の考えのもと、自らの事業活動に伴って生じた廃棄物は自らの責任で処理することを周知徹底することが必要となっています。

再資源化率については、かん・びん、ペットボトル、その他プラスチック、小型家電製品、集団回収による古紙類の資源化や、不燃ごみを破砕処理した際に発生する鉄・アルミなどの再資源化を行っていますが、再資源化率は10%程度です。令和元年度より、資源ごみ拠点回収施設での回収が開始されたため、利用者及び回収量の増加を図るため、広く周知を行う必要があります。

事業所アンケート調査結果より、事業所から発生するダンボールについては、半数の事業所で資源を行っていますが、雑紙・その他紙類、コピー用紙・書類等の古紙については、16～31%程度の資源化となっており、再資源化を促進する必要があります。

(2) 収集運搬に関する課題

令和2年10月より、事業者が事業系ごみを収集運搬する場合、事業系ごみ袋を使用して一般廃棄物収集運搬許可業者に委託するか、田川地区清掃施設組合のごみ処理施設へ直接搬入する方法に変更されたため、排出方法の周知徹底を図る必要があります。事業者からの直接搬入ごみに対して、定期的にごみの展開検査を行っており、一般廃棄物と産業廃棄物の分別徹底を指導していきます。

令和5年10月からは広域化処理施設で処理するため、搬入方法等について、当該施設を管理する田川地区広域環境衛生施設組合等と調整する必要があります。

(3) 中間処理に関する課題

令和5年10月から、大任町内に整備する広域化処理施設で中間処理を行う計画としています。広域化処理施設の供用開始後、既存の中間処理施設はごみの受入れを終了し、廃止をするための施設解体及び施設解体後の跡地利用計画等について、川崎町と十分協議を行う必要があります。

(4) 最終処分に関する課題

広域化処理施設の供用開始後、既存の最終処分場は埋立を終了し、廃止をするための必要な措置について、川崎町と十分協議を行う必要があります。

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ発生量及び処理量の見込み

1. 減量化及び資源化に関する目標値の設定

本市におけるごみ処理の現状等を勘案し、本計画では以下に示す目標の達成を目指すものとしします。

計画目標年次：令和10年度

本計画での達成目標

【減量化量の目標値】

⇒ 1,040g/人日まで削減（1人1日当たりごみ排出量）

【再資源化率の目標値】

⇒ 約9%に向上（排出量に対する再資源化量の割合）

【最終処分量の目標値】

⇒ 約2,300tに削減（最終処分量）

2. 目標値達成後の姿

目標達成後の推計結果を表2に示します。

表2 減量目標達成後の推計結果

項目	単位	実績値		目標値
		R1	R2	R10
行政区域内人口	人	47,209	47,128	44,517
1人1日当たりごみ排出量	g/人日	1,202	1,093	1,040
減量化率(対R1)	-	-	-	-13.5%
総排出量	t/年	20,767	18,801	16,899
減量化率(対R1)	-	-	-	-18.6%
総資源化量	t/年	1,529	1,485	1,545
再資源化率	-	7.4%	7.9%	9.1%
最終処分量	t/年	2,798	2,421	2,274
最終処分率	-	13.9%	13.2%	13.7%

第2節 基本理念

本市では、循環型社会の構築に向けて、市民・事業者・市の三者が協働して、3Rに取り組むことを基本に、循環型社会の構築を進めていく方針とします。

基本理念：市民・事業者・市の協働による循環型社会の構築

第3節 基本方針と施策

基本方針1 住民・事業者・行政が連携した3Rの推進

3R（Reduce：発生抑制、Reuse：再使用、Recycle：再生利用）を、市民・事業者・市の三者が協働して実施することにより、循環型社会の構築を目指します。

ごみの発生・排出抑制のための取組

- 家庭系ごみの減量化に向けた市民の取組
- 事業系ごみの減量化に向けた事業者の取組
- 生ごみ減量化
- 再使用の推進のための取組
- 再資源化のための取組
- ごみ処理手数料に関する調査・検討

基本方針2 適正な収集・処理・処分体制の継続及び構築

安全かつ適正なごみの収集・運搬・処理・処分を行います。

あわせて、現在稼働している施設においては、排出されたごみを適正に処理・処分していくとともに、適正な運転管理を行います。

収集運搬計画

- 現状の分別収集体制の継続
- 収集運搬体制の変更
- 高齢者等に配慮した収集形態の継続

中間処理計画

- 安全かつ適正な中間処理の継続
- 既存施設の解体及び跡地利用等

最終処分計画

- 最終処分量の削減
- 既存施設の適正管理の継続
- 最終処分場の整備

基本方針3 不法投棄防止対策の推進

不法投棄の取り締まりを強化していくために、市民・事業者・市の三者が協働による情報ネットワーク構築を進めます。

不法投棄防止対策

- 住民・事業者・行政による情報ネットワークの構築
- 不法投棄対策等の強化

基本方針4 温室効果ガス削減の推進

世界的な環境問題となっている地球温暖化防止に向けて、廃棄物事業の観点から温室効果ガス（CO₂など）の排出抑制に向けた取り組みを行います。

温室効果ガス削減

- 余熱利用による温室効果ガスの削減の貢献
- ごみの減量化による温室効果ガスの削減への貢献

基本方針5 適正処理困難物に対する啓発の推進

市が収集する廃棄物と収集できない廃棄物（適正処理困難物）を明確にし、排出者に対し処理先を案内することで適正な処理が行われるよう助言・指導していきます。

適正処理困難物に対する啓発

- 在宅医療廃棄物への対応
- 特別管理一般廃棄物及び適正処理困難物への対応
- 廃水銀（一般廃棄物である水銀使用製品から回収された廃水銀）

基本方針6 地域防災計画及び災害廃棄物処理計画に基づく迅速な処理を実施

地域防災計画及び災害廃棄物処理計画に基づき、風水害・火山災害、地震時におけるごみ処理等に迅速に対応します。